

多としながらも、私は彼の方法に対して「(自然)地理的なあまりに地理的な」感が湧くのを敵いえなかつた。この方法によつて捉えられるのは Geogr. Substanz のうち規律的な Wandel を逐げるもののみであり、彼自ら一地域には四つのカテゴリーの干渉像には包括されえない特色があるとして、この当該地域の個性的特色は地誌学のとり扱うべき問題領域であると表明している。とすれば、むしろ彼の設定した四重の網の目よりもれるような、個々の地域特有の性格——たとえばより複雑な社会経済的諸現象の形成する地域的構造の追求こそが、より本質的な地理学の課題ではなかつたか。

これをしもドイツ的というのであろうか、本書の読者は、著者の積みかさねゆく厳密な概念規定を一步一步追跡してゆくことを要請される。さしずめ、この稿などは、『書評』の厳密なカテゴリーには属しえず、舌たらずな『紹介』になりおわつた憾みがふかい。

—矢守一彦—

Edward Miller, The Abbey and Bishopric of Ely

(Cambridge Studies in

Medieval Life and Thought,

Vol. 1, 1951)

英國荘園研究は、シーボーム、ウィングラフ、ドフ、メイトランド以来古典的に画かれ尽し、今世紀に入つても此の三巨匠の成果を指標として殆どその水準以上に出る事は困難であつたが、その中にも中世荘園の地域的検討、更に個々の荘園のあり方の具体的究明の方向が示されて來、今や更に飛躍するために個々の荘園の具体的史料に立ち還らねばならない事が意識されている実情である。

此の様な段階において、前に G. G. テールトンの監修の下に Cambridge Studies in Medieval Life and Thought を世に贈つた劍橋大学が、今その跡を受けて New Series を先ず Fenland 地方に属する Ely Abbey と Devon 地方の Tavistock Abbey とに關して發表した事は実に意義深い事であり、然も英國荘園研究上極めて問題の多い二つの地方に關

して、その所謂 non-typical manor のあり方を究明した此の両書の出現は、英國荘園研究に興味を抱く者の嚮首して待つた所のものではなかつた。

今茲に紹介するものは、その中の第一巻「The Abbey and Bishopric of Ely」1951 であるが、その著者 Edward Miller は、先きに The Estates of the Abbey of St. Alban, 1938 及び The Ely Pleas. (E. H. R. 1947) を發表している事を併記しておく。

扱て本書はエリー修道院史料の説明を兼ねた第一章を除いて七つの章より成るが、以下忠実に本書を紹介する事とする。

先ず第二章 Origin では、征服直前までの修道院の歴史を述べ、即ち、八世紀の Bede の教会史を參考として十二世紀に作られた年代記によれば、七世紀の中頃 East Anglia 王 Anne の娘 Etheldreda が南 Gyryve の Tonbert に娶ひ、Tonbert の死後寡婦資産として得た南 Gyryve = Isle of Ely に修道院を建て自ら院長となり、十二世紀に到るとあり、エリー修道院の起源を遠く七世紀にまで遡りその長い歴史を裝飾している。

所が此の年代記の記述は極めて疑わしく、

実は St. Etheldreda が七世紀に修道院へ贈つた土地と、Bede の云々 East Anglia の (regio) 即ち Island of Ely と云う高地のみであり、中世(及び今日の) Isle of Ely を指さない。又此の修道院は年代記の云う様に七世紀 Etheldreda の建設にかかると云うのは偽作であり、実はそれが九世紀のデン人侵入、或は十世紀のヴェセックス王の侵入により、一度確かに断絶して居り、その後九七〇年 Edgar 王の憲章により許されて St. Ethelwold がエリー修道院を再建したもので、それが次第に所領を拡大して中世の Isle of Ely に及んだ事を考証し、以上の故に中世エリー修道院の起源は Edgar 王の再建憲章にあるのであり、年代記に見える七世紀の St. Etheldreda の創設に関する記述は中世エリー修道院の起源と無関係であると云う。

然らば、九七〇年に再建された修道院の領地は如何にして拡大されて行くか。大体九七五年 Edgar 王の死頃を境として前期と後期とに分たれるが、前期は王の援助を受けて土地を計画的に購入蓄積して行つたが、丁度王の死後一時頓挫し、やがて後期に入つて修道院のベトロンが出来、彼らの後援の下に莫大

な土地寄進が進み、修道院自体の計画的性は無いが、当時の社会変動・土地再分配の事情を反映しつつ、エリー修道院の土地蓄積が進んで行つた様である。

次に修道院の当初の liberty は、再建憲章及び Edward, William 王達の writ の文言より察せられる様に、単に科料を徴収する財政的特権にすぎず、開廷・裁判権を含まなかつたが、征服の前後より、次第に開廷・裁判権を加えて行き、エリー修道院領が拡大して Isle of Ely が形成されてくると共に、征服時代よりその領主権も發展して、益々その従属する土地・人民を修道院の feudal court に強く結び付けて行くのであつた。

第三章 The Old English Estates and the Norman Conquest では、その領地経営と従属民の給付事情を吟味し、併せて征服が齎した成果を考察するのであるが、大体エリー修道院の直領地の farming system は十一世紀初めの Albot Loefstige により体系づけられ修道院共同体の基礎が確立したのであるが、然しその farming system は時々に変動し食物

地代が相当金納化された。所が此れは、直ちに考えられる様に自然経済より貨幣経済への

変動によるとする事は稍々尙早であつて、その新しい金納地代は尙お古い farm と同様の意義しか持つものでなく、又伝統として十三・四世紀迄も farm が続いている事も忘れられてはならず、十一世紀の領地経済は、近代的に経済変動を中心として説明すべきものでない事が強調される。

所で征服前後の Old English Albot に対する農民の負担はどの様であつたか。その際、農民の身分の区別が必ずしも経済事情の区別とはならず、同じ身分の農民でもその保有条件の差異によりその義務に種々な差異のある事が強調されるが、此処で隸農の賦役は、領主により要求される直領地耕作の程度を満すにすぎず、他のものは日傭労働とか奴隷労働により賄われた事、又十三世紀の領主反動の時代でも賦役の外に賃銀労働が相当あり、賃銀労働が荘園の成立と共に必須の労働力として予定されていたという事が注目される。

次に自由人に就いても隸農と同様に種々の者を含むが、土地の種類により thegnland と sokeland との二つに分け、セイランドは一般に自由に手放し得ない土地で、それには honorable service より農耕奉仕に到る種

々な負担を伴うが、ソックランドは大体農耕

奉仕の要求される土地で、初めの内は自由に手放し得る土地であり、従而その *soke* は土地に結び付いた *soke* でなく *personal soke* であつたが、次第に *soke* が土地に結び付く様になり、その販売の自由も狭められてセイランドと変わらぬ様になつた。即ち *personal obligation* が *territorial obligation* とおれ、*Abbot* の *dominium* が次第に強化されて行くのであつた。又同様に *commendation* も初めは必ずしも *soke* を伴わなかつたものが、此れ亦征服を契機として、修道院の強力な領主権の下に *soke* を伴せられて行く。

斯様にして征服は *Old English Society* の複雑な様相を整理すると共に、又急速にそれを *feudal state* に編入して行き、征服時の修道院領内の従属關係の混乱に伴う外部よりの闖入者より修道院領を守ると云ふ美名の下に、その代償として修道院に対して軍役を賦課し (*10 knights fees*)、修道院領をノルマン王朝の封建的ヒエラルヒーの中に入れて了し *medieval barony* たらしめる。即ち征服はエリーその他の領主達の *dominium* を強化せしめると共に *feudal state* への傾斜を急にし

て行くものであつた。

第四章 The Medieval Estates of the Bishop

ric of Ely では、エリーが修道院としての歴史を終えて、一一〇九年の宗教會議により僧正管区が作られ、修道院は分離独立したが、以下エリー僧正管区の經濟構造を考える。

元來 *episcopal estates* は *abbot's estates* とは異なり、世俗的仕事が多いためにその組織も大規模で且つ融通性がなければならず、相当地より物納よりも金納地代の方を便利とし、又その様な大きな經濟機構運営のために大きな *hierarchy* を必要としたが、その様な大きな官僚的經濟機構の下においても農民の自由・慣習の力は大きく、エリーの如き *fen* や *forest* の多い地方では新しい開拓地が農民達の自由な権利を育くむ好適の場となつた。

又領内の運搬賦役の意義が領内機構運営の上に高く評価されている事も注意され、農民達の運搬賦役により領内の交易取引が盛んになり、更に市場と市場との連絡も行われて相当地規模な商業の成立をも可能ならしめた事が強調され、又此処で、エリー僧正領の労働力構成にふれ、当時の社会變動・商業の殷盛

に対応して、比較的變動性のある賃銀労働が重要な労働力供給源として利用された事を述べる。

次に直領地よりの現物収入が収入全体の四〇%しか占めず半分以上は貨幣地代収入であり、その貨幣地代収入の半分以上が慣習地代でなく *contractual rent* であつたと云う注目すべき現象を、僧正領全体の經濟發展より *chronological* に考察するのであるが、略々十三世紀初め迄は莊園役人が直接指導した開墾により直領地が増加し、一方で次第に減少して行く *villain* に対し負担を増徴して行つた。所がその給付は実は十三世紀には約三分の一が売られて居り、*villain* より負担を増徴する事はそれ丈け金納化を促進する事となり、十三世紀後半に入つて *villainage* の地代帳が編纂されて (1251) 一応 *villain* の負担が固定するや、余剩の賦役給付は、丁度その頃より始まる直領地の定期小作化による直領地の減少と相俟つて、益々金納化されて行く傾向が強くなり、更に又小作地さえも農民の間で定期販売乃至賃借されて行き、斯様にして十三世紀後半には、当時の農民間の土地市場の成立、*villain tenant* の單位の崩壊を如実に反

映させ乍ら、金納地代の増加が顕著となつてくる。

所で此の十三世紀の金納はそれ以前の金納と異なり、慣習賦役の金納は只だ一部にすぎず、その大部分は、十三世紀に發展した開墾地における土地保有者の支払うものであつた。即ち開墾の多く出来る地方では金納地代が進み、開墾の少い地方では相変らず賦役が納められている事はその証であり、それは貨幣経済への転化とは関係なく開墾の便宜上より生じたものであつたと云う示唆多き考察を試みる。又変動性のある定期の *contractual rent* も非常に増大し、且つ十三世紀の経済變動・物価高を乗り切るために益々高く貸付けられ、斯くして僧正の企業活動の進展と共に、慣習的貨幣地代及び契約地代は相並んで増大し十五世紀の金納時代へ推移して行く。

第五章 *Peasantry*。然らば次に農民はどの様な社会経済的動きを取るかが次ぎの問題となる。此処では農民を、*serf-free* を含めた自由人と、然らざる *villain* とに分けて考えて行くが、そうした自由人の中には、自由を手放す事の出来ない隷屬的な者、云い換えれば會て *villain* であつたのが種々な契機によ

り *rent-paying tenant* になり上り自由人のグループに入つて来た者が自然に含まれてくるが、概して自由人の間では、十三世紀前半に既に相当自由に土地売買がなされて居り、然もその土地市場は自由人の間だけでなく、*villain* をも含み、更に *Norfolk, Isle of Ely* 等に見られる男子間の土地分割相続等により益々その發展を促進され、自由人の土地所有関係は極めて複雑になつて来る。そしてその様な土地市場の成立の結果、一方にヨーロッパの富農、他方にプロレタリア的貧農を生む結果となり、自由人の中にも貧富種々な階層が含まれる事となつて来る。

一方 *villain* に就いても、一二五一年に大體法的規定がなされ一応外形は決つたが、その経済事情は此れ亦種々な階層を含むものであつた。即ち十三世紀初め迄は尙尙典型的な *villain* があつたが、次第に *villain* の身分と土地保有とは離れ始め、農民間の社会變動・土地市場の成立と云う波乱の中に、*villain* の土地保有量の基準も崩れ始め、その結果として *villain* の自由人への転化が多くなるが、又一方で、開墾地が *villainage* とされたり、或いは従來の一人の保有地が二人に分割保有

されて文書にない無名の *villain-villein*, *andserf* なども多く存在し、僧正の有用な財源となつていた事が付け加えられる。

斯様にして *villain* も、保有地の分割、売買等により貧富二つの階層に分れ、富める *villain* が、次第に僧正の支配より離れ行き、後に慣習小作人化すると云う展望もなされるが、ともかく一般に *manorial England* は前世紀の遺物となりつつあり、十五世紀の *Peasant England* への推移が急となつて行くのである。

第六章 *The Honour of St. Etheldreda* では、*honour* の組織及びその展開を考察するが、*honour* の歴史は大體征服より始まり、最初は、征服王の軍事保有地を作る意志と修道院の土地蓄積欲とが一致して、一〇七〇年頃に *Ely honour* に *servitium debitum* として *40 knights' fees* が割三つられたが、所が次第に王と教会との利害が乖離し、且つローマ教会側の指令もあつて、十二世紀には教会の *fees* 回収運動乃至 *fees* の数の引下げが行われたが、結局十二世紀の後半、ヘンリー二世時代に入つて王のイニシヤティブの下に一応 *fee* の数が確められ、*Ely barony* の封建

的社会機構も整備されてくる。

然らばその knight とは如何なる者であつたか。此れは王の baron であり Ely honour の baron でなく、元來は征服当時功績のあつた古い貴族達であつたが、後に新しい貴族も加わり大小様々の barons が出来たが、又 vassal も同様に王の執事、紳士階級より農民出身者に到る迄種々な身分・経済状態の人を含んだ。然も十三世紀当時の社会変動により、その knight's fee も屢々分割兼併され、baron 階級の中には下落する者と上昇する者と貧富種々な人々を生み出して来る。

又、僧正と彼等 knights との関係も、直接采領する者は少くなり、次第に sub-infeudation が多くなり、その様な土地所有關係の複雑化の故に personal loyalty も薄れ行き、同時に軍役徴収も fiscal な scutage 徴収に變つて行き、果ては他の慣習地代と同じ意味しか持たなくなつて了。

又その変動と共に、領主の honorial court も退化して行き、十三世紀後半よりその仕事は料徴収のみの財政的仕事のみに限られ、僧正と fee との関係は薄れ、honour-fiscal community は fiscal community に退化する。

そして honour の機構の斯様な崩壊と共に封建王政組織が強方に主張され始め、honour が漸次王政組織下に入れられて行く傾向が著しくなる。

第七章 The Liberty of St. Edmunds 僧正の持つていた裁判行政の特権を考へて行く。先ずその特権は judicial privilege, administrative privilege, fiscal privilege の三つより成るが、その特権は、強引に王の行政官の領域に遂侵入し、屢々州知事が行ふ様な色々な裁判をも行つた。然し斯様な特権も、大体直領地のみに限られて居り、又 Isle of Ely を除いては、その特権は決して王の行政、王の裁判より独立するものでなかつた事に注意される。

今、特に古くより immunity を持つ Isle of Ely を採り上げてみるが、それはその古の故に、統一性のない複雑な構造を持つて居る。即ち Wisbech hundred が行政的経済的に統一体をなして居るが、Witchford hundred は行政的単位とされては居るにすぎず、Ely hundred に到つては全く雜然としている。即ち Ely hundred では中心の court がなく curia de Barton がそれに當るらしいが、

そこでは領主裁判的事務も行われて居り、villain のみの court の様であり、又自由人は curia Palatii 訴訟して居た様である。此れは実が Ely と Witchford とが元來一つのもので curia de Ely の下に統轄されていたが、後に分離し、Witchford は独立した hundred court を持つ様になつたが、Ely には僧正の Palatine liberty が残られたので、分離後十四・五世紀には Ely の Barton court (—領主法廷) が hundredal jurisdiction を兼ねる様になつたからであつた。

斯様に hundred court のあり方は、エリー僧正の持つ immunity の歴史的事情により複雑な展開を示して來、Witchford hundred では普通の場合と同様領主法廷的な色彩は全く見られないが、Ely の Barton court では元來の領主法廷的な事務の外に hundred court の事務をも兼ねる様になり、Wisbech hundred court とその hundred の土地が全部僧正のものであつたので、hundred court が領主法廷的の事務を兼ねて行つたのであつた。

所で一般にエリー僧正の持つ特権は、元來国家行政の一翼を担つていたのであるが、十三世紀頃より国家行政に對立するものとな

り、次第に強化してくる王の巡回裁判、州知事の権力により圧迫され、*Ise of Ely*を除いて、昔の様な *Judicial immunity* の意義を失い、*administrative immunity* と化し果て、英國国家行政裁判組織の強化と共に、十三世紀のエリーの特権は國の大きな機構の一部とされ行き、征服王の原則、*the friendly co-operation of William the Conqueror with his companions* と云う大前提が前面に押出され、エリー僧正の特権も *regnum* の一部であると云う意識が次第に強くなつて来る。

最後の第八章 *Administration* では、当時の Angevin 王朝の強力な行政改革及び *highland* のための経済変動・社会変動に対する

ために、エリー領内の行政組織が立派な充実したものとなつて来る事を考察するが、その組織の頂点にある僧正の代理職 *Seneschal* は、元來僧正と王との連絡を務めつつ領内の行政を運営して行く者であつたが、十三世紀に入つて次第に *Seneschal* 職が専門化して来、同じ人物が王の *Seneschal* になつたり、僧正の *Seneschal* になつたりすると云う注目すべきクロノロジーを示す様になる。

即ち、此れは、十三世紀当時の行政組織の充実、専門化を示すものであると同時に、又 *honour-feudal community* が十三世紀の強力な Angevins の王政組織の中に入れられて行つた事を意味するものであり、斯くの如くし

て次第にその封建的機構が所謂 Angevin 王朝下の封建王政の組織下に編入されて行く様相が画き出されている。

× × × × ×

以上、極めて雑然と無様に *E. Miller* の力作を紹介し、その価値を半減せしめた事を断らねばならぬが、本書は、可能な範囲内の原史料を駆使して極めて問題的に論述し、十三世紀迄の *Ise of Ely* の社会構造の動きを、*Ise of Ely* と云う局所に捉われる事なく巧みに分析した文字通りの力作であり、私達に多くの示唆を与えて止まないものがあると思ふ。

—富沢靈岸—

新入会員

荒井貫次郎
池田 温
磯崎 正彦
井上 義彦
今西 春秋
上野 照夫
小野 一成
笠松 宏至
加藤 一朗
工藤 利悦
後尾 克巳

鈴木 康範
田中 稔
鶴岡 静夫
豊沢 良行
中庄谷 直
福島大学附属図書館学芸学部分館
水野 祐
ミレー書房
本村 豪章
柳田 節子
米沢 康

京都市伏見区御香宮門前町
福島市浜田町八四